

「衛生推進者」養成講習 (第3回)

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者 (非工業的業種〔注1〕)

【労働安全衛生法第12条の2】

主催：(一社)三田労働基準協会 (幹事) 渋谷労働基準協会
(一社)品川労働基準協会 (一社)大田労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場(企業や、支店営業所等の出先)では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」(工業的業種の場合は「安全衛生推進者」)を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 2019年3月14日(木) 10:00～16:40 (開場 9:30)
- 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階 研修センター
港区芝4-4-5 三田基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 研修科目 法令に定める全科目 (講師：労働衛生コンサルタント)
- 修了証の交付 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、当日講習終了後交付します。
修了証は(一社)三田労働基準協会〔東京労働局長登録第3号〕から発行されます。
- 定員 32名(先着順)
(企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい)
- 受講料 8,080円 (テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み)
(ただし、上記労働基準協会会員は7,000円(協会でテキスト代(1080円)を助成します))
- 申込み方法等
 - 受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
 - 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月7日まで2週間ない場合は3月7日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| ・銀行名：三菱UFJ銀行田町支店 | ・口座番号：普通預金 0397963 |
| ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 | ・住所：港区芝4-4-5 (Tel03-3451-0901) |

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0927 〇〇カイシャ等)
 - 受講の取消：3月7日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - 受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。
- 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

〔注〕1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分 (事業場(企業単位ではありません)の規模は10人～49人)

| | 業 種 |
|---------|---|
| 衛生推進者 | 下記以外の全ての業種、 |
| 安全衛生推進者 | 製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業 |

2 「衛生推進者」の選任基準

- ①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者、③5年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。